

(設置)

第1条 長久手市内における多文化共生社会を推進することを目的とした「第二次長久手市多文化共生推進プラン」を策定する専門機関として、第二次長久手市多文化共生推進プラン策定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第二次長久手市多文化共生推進プラン策定に関すること
- (2) 多文化共生社会を推進するために必要なこと

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内企業担当者
- (3) 地域活動団体担当者
- (4) 公募による者
- (5) 行政関係者
- (6) その他、市長が必要と認める者

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって決める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 4 委員及び事務局が前項の方法による場合には、第2項の出席とみなす。
- 5 委員長は会議において必要と認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第7条 委員は、その所属する機関の職員等を代理人として出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を委員長に提出し、承認を得なければならない。

(報告及び提言)

第8条 委員会は、検討した事項について、市長に報告及び提言する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、くらし文化部たつせがある課が行う。

(廃止)

第10条 委員会は、第二次長久手市多文化共生推進プランの策定をもって廃止する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。